

宗像地域水田農業推進協議会から

水田活用の直接支払交付金における5年水張ルールの変更について

水田政策を令和9年度から根本的に見直すこととなりました。

それに伴い水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金(水活)を、作物ごとの生産性向上への支援へと転換する予定です。

このため、令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めないことになりました。

【令和8年度の対応フローチャート】

令和4年度から7年度までの間に
・水稻作付(加工用米等含む) または
・1ヶ月以上の湛水管理
を行いましたか？

はい
→
令和8年度、
取組は不要です

令和8年度は水稻を作付けますか？

はい
→
令和8年度、
取組は不要です

令和8年度は、以下の ①・② のどちらかに取り組む必要があります



← どちらか取り組んでください →



① 1ヶ月以上の湛水管理
を行います

② 連作障害を回避する
取組を行います
※水稻を作付けしないほ場

- 1) 水田協まで実施ほ場の電話連絡
- 2) 水張り(湛水管理)実施届出書 ※2
- 3) 水張り(湛水管理)実施報告書 ※2

- 1) 経営所得安定対策交付金 水張りルールに
係る「作業日誌」※2
- 2) 作業に用いた資材の購入伝票等の提出

※2 届出書・実施報告書・作業日誌は『むなかた地域農業活性化機構ホームページ』内の様式集より
ダウンロードしてください。



※JA 生産部会に入っている方は、部会の栽培履歴で確認出来るのであれば、栽培履歴簿でも可。

お問合せ 宗像地域水田農業推進協議会

電話 0940-36-7883